

米国の Infant Safe Haven Laws

——新生児の生命保護をめぐる政策とその課題——

吉 田 一史美

(立命館大学衣笠総合研究機構)

本論文は、親が新生児を匿名で引き渡すことを認める米国の公的制度 Safe Haven laws について、立法化の背景と経緯を辿り、制度概要と利用状況を紹介した上で、米国内の研究者による批判的議論における論点を抽出する。米国では1990年代以降、遺棄される新生児の生命保護への関心が高まって生じたモラル・パニックの結果、遺棄・殺害という犯罪から新生児を守るという犯罪抑制の効果が期待され、Safe Haven laws は数年で米国全土へと広がった。立法化にあたっては、人工妊娠中絶や養子縁組をめぐる政治的対立を背景に、同法は胎児・嬰兒の生命保護と生母のプライバシー保護の文脈で支持された。しかし、米国では長年にわたり、妊娠・出産期の支援、養子縁組への慎重な同意、生親と養子の心理的関係の重要性をめぐって、福祉の実践が模索されてきた。Safe Haven laws は、妊娠と出産において困難に直面した少女・女性から、彼女たちをよりよいかたちで支援しうる様々な仕組みを見えなくするものになりうると批判されている。同法は妊産婦への様々な差別や搾取、経済的格差、社会的抑圧を棚上げにし、子どもの福利と生命保護という要請に応えることで、伝統的な母性・家族・父性規範を最終的に支持するという問題を孕んでいる。

キーワード：米国, Safe Haven laws, 匿名出産, 養子縁組, こうのとりのゆりかご
立命館人間科学研究, No.36, 33-42, 2017.

はじめに

熊本県にある医療法人聖粒会・慈恵病院は、2002年から妊娠に悩む女性のために、「赤ちゃんのための電話相談（現在「SOS 赤ちゃんとお母さんの妊娠相談」）」を実施しており、胎児や子どもの命を守るための取り組みを行っていた。2005年から新たな取り組みとして、遺棄・殺害の危機に晒される新生児の保護や人工妊娠中絶を回避する目的で、匿名で子どもを預かる施設「こうのとりのゆりかご」の設置が計画された。2007年に運用を開始し、7年間で101名の預け入れ、2012年度には1000件を超える妊娠相談を受けたと報告されている（熊本市要保護児童

対策地域協議会こうのとりのゆりかご専門部会2014）。

社会保障審議会児童部会の「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」は、2003年から継続している検証報告「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第10次報告）」（2014年9月）で、0歳児死亡事例についての特集を組んだ。それによれば、0歳児の心中以外の虐待死事例の全体における割合は約4割（240人）を占め、このうちの約4～5割程度が0日～0か月児（111人）であり、0日児事例は（94人）に上る。「実母」が加害者であった事例は91.0%で、0日児事例では「望まない妊娠」が71.3%、出産場所は自宅がもっとも多く、事例の多くに児童相談所などの行政機関による

関与・支援がなかったことが指摘されている。

現在、日本では新生児の生命保護という問題は、妊娠相談および養子縁組支援制度の拡充へと広がりをみせている。しかし、妊産婦や親子関係の匿名性をめぐる問題を政策課題とするには至っていない。すなわち、出産・出生届・養子縁組の諸手続きにおける生母のプライバシーへの配慮の必要性の有無などは、現在の児童福祉や養子制度改革の議論の射程には入っていないのである。

「こうのとりのゆりかご」のモデルは、2000年にドイツの民間の社会福祉団体が設置したベビークラッペである。ドイツ国内に70ヶ所以上あり、年間約40人の子どもが匿名で預けられている（阪本2008）。匿名で乳児を引き渡すことを認めるか否かは、ドイツでも大きな社会問題となった。そこでドイツ倫理審議会は、妊婦や母親のための妊娠相談体制の強化として、「一時的な匿名届を伴う内密の子どもの委託」を認める法律を提案し、2014年に「秘密出産法」が成立した（バウアー2012; 鈴木2014; 渡辺2014）。

秘密出産では、妊婦は仮名で出産するが、妊娠葛藤相談センターが正しい身元情報を記入した出生証明書を作成し、その封書を連邦庁が厳重に保管する。生まれた子どもは養子縁組されたのち、16歳になると生母の情報への開示請求権を得る。ただし、請求に際して実母が異議を申し立て裁判所が認めた場合は、子の情報開示請求は3年間休止されるという仕組みになっている。秘密出産法は、ベビークラッペと異なり、出産女性のプライバシーに配慮しつつ、子の出自を知る権利が保障されている出産制度である。

本稿が取り上げる米国もまた、1990年代後半から2000年代に親子関係の匿名化による新生児・乳児の生命保護をめざす民間の運動を経験した。しかし、ドイツと米国が異なるのは、米国が完全な匿名で新生児を手放す制度を法律化した点である。三枝（2008）は、1999年から米

国の各州で法律化していた Safe Haven laws を「赤ちゃん避難所法」として紹介し、その法的な理論および制度の詳細を報告している。米国では、一般に Infant Safe Haven と呼ばれ、生後一定期間内の子どもであれば、匿名で病院、消防署、警察署等の職員に手渡すことが各州で認められている。なぜ米国でこのような仕組みが法律化するに至ったのか、それについてどのような議論がなされているのか。米国の動向は、ドイツにおける秘密出産法の成立とともに、日本の「こうのとりのゆりかご」問題と関連政策の方向性に重要な示唆をもたらすものである。

本稿は、米国の Safe Haven laws について、同法をめぐる背景と米国内の議論の動向の検討を行い、2000年代以降の米国において新生児保護政策が展開している社会的および政治的文脈、そしてその課題を検討することを目指す。以下では、Safe Haven laws について（Ⅰ）立法化の経緯を辿り、（Ⅱ）各州の制度の概要を紹介し、（Ⅲ）米国内の研究者や運動家による批判的議論における論点を抽出する。資料は主に米国の行政文書、報道記事、学術文献を用いる。

I Safe Haven Laws の立法化の経緯

米国内の複数の地域では Safe Haven laws の立法に先立って、民間の運動が展開していた。1998年には2件の乳児遺棄事件の報道を受けて、アラバマ州の地元テレビ局の Reporter が、地方検事、ソーシャルワーカー、病院経営者の協力をうけて、生後3日以内の虐待されていない新生児であれば匿名で預けても起訴されない「A Secret Safe Place for Newborns」というプログラムを考案、開始した。また、1999年にはペンシルヴァニア州・ピッツバーグの看護師が、所属する教会の裏でビニール袋に入れられた新生児が発見されたことをきっかけに、自宅のポーチに目印を付けて毛布を敷き詰めたかごを置く

「Baskets for Babies」という運動を始め、同州の608家庭がこれに参加した。さらに、ペンシルヴァニア州が Safe Haven を法で定める2003年までに、ピッツバーグ周辺の19の病院が「A Hand to Hold」というボランティアのプログラムに参加して Safe Haven を提供するネットワークをつくっていた (Roche 2000; Fuoco 2003)。

1998年のテキサス州では、子どもの遺棄が80件以上あり、そのうち新生児が死亡していたケースは50件程度あったと報告され、とくにヒューストンでは10ヶ月間に13件の遺棄事件、うち死亡していた3名の新生児の発見が相次いだ。これをきっかけに、テキサス州在住の医師らの働きかけで、州議会議員の主導のもと1999年に Baby Moses Law が可決され、当時のジョージ・W・ブッシュ州知事の署名で始動した (三枝2008)。なお、Baby Moses Law という名称は、古代イスラエルの指導者モーゼにちなんでおり、新生児の殺害を命じたファラオの命令から逃れるために、モーゼがナイル川に流され、捨て子として王族に拾われて育てられたことに由来する。

Baby Moses Law によって、テキサス州では生後60日以内の子どもであれば、親は匿名で子どもを手放すことができるようになった。このシステムの特徴は特定のボックスを設置していない点であり、病院や救急医療サービス、認可された児童福祉関連機関の職員に子どもを託すことが可能であった。子どもは養親候補が一時的に里親となり、実親の親権申請期間が自動的に終了する期限を待ってから養子縁組の手続きがすすめられる。

テキサス州の Baby Moses Law は、その後 Safe Haven laws として米国で拡大し、翌2000年には、アラバマ・カリフォルニア・フロリダなど16州が、2001年にはさらに19州が Safe Haven laws を採用した。2000年の選挙に勝利したブッシュ大統領 (当時) は、2002年に Safe

Haven のプログラムに対する資金・広報・訓練・援助を許可する法案に署名した。2006年までにアメリカの47州が Safe Haven のプログラムを創設し、この年までに Safe Haven laws を採用しなかったのはハワイ・アラスカ・ネブラスカとコロンビア特別区のみとなった。

当時のハワイ州知事であった Linda Lingle は、2003年に Safe Haven 法案に拒否権を行使している。その根拠は、ハワイでは拡大家族も核家族の一部だと一般に認識されており、また「ハナイ」と呼ばれるハワイにおけるオープンアダプションの慣行も健在であることから、この法案が女性の思わぬ妊娠に対する既存のサポートシステムにとって好ましくない影響を持ちうるというものであり、国内の専門家たちも Safe Haven laws に批判的になりつつあると指摘した。2007年にハワイ州は知事による二度目の拒否権を覆し、Safe Haven を法律化した。現在では50州すべてとコロンビア特別区で Safe Haven laws が採用されている。

II Safe Haven Laws の概要と利用状況

2013年2月時点の各州の法令をまとめた資料 (Child Welfare Information Gateway 2013) によると、受け入れる子どもの年齢は、12州が生後72時間以内の新生児、19州が生後1ヵ月以内と定めており、その他の州は生後7日、10日、14日、21日、45日、60日、90日、1年以内などとそれぞれ規定している。

Safe Haven に子どもを預けられる者は、多くの州が子どもの生親と定めており、4州は母親のみに限定している。生親でない者が子どもを預ける場合、3州が子どもの法的な親権者でなくてはならないと定めており、11州で親が認められた代理人であれば預けることができると定められている。また、8州においては子どもを預ける者について具体的な規定が設けられていない。

Safe Haven として指定されている施設は、病院、救急医療サービス、保健施設のほか、27州で消防署、25州において警察署などの法執行機関の職員に手渡すことが認められている。4州で、子どもを預ける時点で無人ではないと確認できる場合のみ、教会が Safe Haven として利用可能である。また、5州で911番通報を受けて駆けつけた救急隊員に子どもを託すことができる。

Safe Haven の提供施設は、子どもに虐待やニグレクトの形跡がない限り、親に対する拘束や追跡は義務付けられていないが、該当する地域の児童福祉担当部署に知らせる義務、子どもを緊急的に監護する責任、必要な医療的ケアを受けさせることが求められる。24州とコロンビア特別区では、Safe Haven の提供施設側は家族や病歴等の情報を親に尋ねており、16州で子どもを手放した後の法的な影響などの情報を親に提供する。4州で、子どもを識別するための番号が記載された腕輪の控えが、後日子どもと再会する方法として親に提供される。

Safe Haven に預けられた子どもは児童福祉担当部署の保護下に置かれ、養親候補が一時的に里親となり、実親の親権の終了を待ってから養子縁組の手続きが進められる。20州とコロンビア特別区では、親が名乗り出る期間を設けているほか、14州とコロンビア特別区で行方不明児との照合、5州で父親と推定される男性の登録を親権申請の終了前に確認する手続きをとる。

Safe Haven の利用件数については、カリフォルニア州が統計を公開している（表1）。2001年から2015年までの利用件数は770人で、うち利用後に保護者が子どもを引き取りに戻ったケースは22件あった。一方、カリフォルニア州内の Safe Haven 以外の場所への新生児の遺棄が発覚した件数は169件で、うち100件が死亡した状態で発見された。当局が把握している件数に限れば、親が匿名で手放した新生児のうち Safe

Haven 利用は82%である。

新生児の遺棄の統計については、その発覚のむずかしさから事件数の正確性がしばしば疑問視されており、また Safe Haven laws の施行前と後を比較した統計が作成されていない。しかしながら、カリフォルニア州の Department of Social Services は、「カリフォルニア州では、2001年1月1日から2015年12月31日までに、770名の新生児が預けられている。この法律の施行後、遺棄件数がおおむね減少傾向にあることが、データによって示されている。2002年に25件あった遺棄件数は、2010年以降には毎年5件以下に減っており、少なくとも80%の減少である（ただし、2006年は例外的な年である）」と同法の効果を認めている。

表1 カリフォルニア州における Safe Haven の利用状況

| 年 | Safe Haven の利用 (のち保護者引き取り) | その他の場所への 遺棄 (うち死亡) | 計 |
|------|-------------------------------|-----------------------|-----|
| 2001 | 2 (0) | 20 (13) | 22 |
| 2002 | 17 (0) | 25 (12) | 42 |
| 2003 | 25 (0) | 13 (8) | 38 |
| 2004 | 33 (1) | 19 (12) | 52 |
| 2005 | 52 (0) | 11 (7) | 63 |
| 2006 | 65 (0) | 26 (16) | 91 |
| 2007 | 47 (1) | 8 (4) | 55 |
| 2008 | 61 (0) | 12 (9) | 73 |
| 2009 | 57 (1) | 8 (6) | 65 |
| 2010 | 71 (5) | 5 (3) | 76 |
| 2011 | 48 (2) | 5 (4) | 53 |
| 2012 | 72 (4) | 3 (3) | 75 |
| 2013 | 62 (2) | 4 (2) | 66 |
| 2014 | 74 (0) | 5 (1) | 79 |
| 2015 | 84 (6) | 5 (0) | 89 |
| 合計 | 770 (22) | 169 (100) | 939 |

(<http://www.babysafe.ca.gov/PG4770.htm> より筆者作成)

Ⅲ Safe Haven Laws をめぐる米国内の議論

1 養子縁組当事者および支援者の見解

Safe Haven laws に関する議論においては、利用者の匿名性ゆえにその効果を実証する手段に乏しいことが指摘され、同時に州あるいは連邦レベルで Safe Haven の利用状況を包括的にモニタリングしたデータが作成されていないことが問題視されている。また、同制度の創設とともに実施されるべき、青少年への性教育の強化や一般に向けた周知活動が十分に行われていない点が批判されている。

養子縁組制度について研究している Pertman & Deoudes (2008) は、Safe Haven laws の創設によって新生児の遺棄や殺害の件数が減少したとはいえないと指摘しており、また利用者へのカウンセリングがなされないために同法の効果を確認することができていないとして、その影響力について懐疑的な見解を示している。養子縁組の研究機関 Evan B. Donaldson Adoption Institute が発行する報告書で、Deoudes (2003) は、Safe Haven laws の利用という選択肢そのものがなければ、利用者の大多数は通常の養子縁組の手続きを受け入れるであろうし、そうでない者も秘密が保障された状態であれば、病院で出産した上で出生児を置いていくことを望むであろうと言明している。

また、Safe Haven laws の特徴である匿名性に関して、養子縁組の当事者からの批判がある。米国では多くの州が従来の閉鎖的な養子縁組の慣行にしたがい、養子の出生・縁組にかかわる記録の閲覧を禁止しているが、養子・生母双方による記録開示請求運動と生親子の再会を目指した搜索活動などは 1960 年代から始まり、現在も続いている。この活動を行う養子の権利団体 Bastard Nation は、Safe Haven laws が養子のアイデンティティを失わせ、親の権利と正当な手続きを否定し、長い時間をかけて試されてき

た養子縁組における最善の実践を拒否するものであるとして強く非難している。

対照的に、全米養子縁組協議会 (National Council for Adoption) の元代表兼最高責任者の William Pierce は、養子縁組におけるプライバシーの権利の消失に長年反対しており、Safe Haven laws は記録開示を求める当事者運動に対する直接的な抵抗であると肯定的に評価して、Safe Haven laws への支持を表明していた。Bastard Nation の創設者の一人である Greiner (2003) は、こうした生親と養子の権利保障について否定的である保守的な養子縁組の支持派によるロビー活動が、Safe Haven laws を支えたと指摘している。

2 児童虐待問題関連政策における加害者像

養子縁組の活用による妊産婦支援が一般化しており、さらには養子の出自を知る権利や養子縁組を強いられた生親による自己回復の追求が行われている米国において、Infant Safe Haven のような制度がどうしてできたのか。2つの指摘がなされている。

第一に、Safe Haven laws が児童虐待関連の一連立法であるという点である。家庭内での児童虐待が問題化する「児童虐待の再発見」は、米国では 1963 年に刊行された論文をきっかけに、わずか 4 年の間にすべての州で児童虐待関連の法律が制定されたことに始まる。その後、1994 年に性犯罪者の再犯による少女殺害事件が社会問題化し、ニュージャージー州で性犯罪者情報公開法 (ミーガン法) が成立して、他の州へと立法が広がった。さらに、1996 年に起きた少女殺害事件を機に、アンバー・アラート (Amber Alert) という児童誘拐事件及び行方不明事件が発生した際に、テレビやラジオなどの公衆メディアを通じて発令される緊急事態宣言 (警報) の一種が開始した。これらは児童の安全にかかわる立法においてみられる「モラル・パ

ニック」を経験した法制度であり, Zgoba (2004) は Safe Haven laws も同様に, 1990 年代に米国が経験した新生児の遺棄・殺害に対する報道の加熱によって, モラル・パニックが引き起こされたなかで, 立法とその連鎖が実現したと指摘する。

米国の施策では, アンバー・アラートは, 誘拐された児童の殺害される可能性がその誘拐の事実の周知により逆に高まる危険があるが, 実際に市民の協力により救出・保護につながった事件を例に一定の効果があるとみなされている。この現象は, Hammond et al. (2010) によって「クライム・コントロール・シアター (Crime Control Theater)」という概念をもちいて批判されており, 同様の問題構造が Safe Haven laws に見出だされている。すなわち, 多様な犯罪のケースの高度な一般化, モラルにかかわる両義性の欠如, 稀少な成功例による正当化, 犯罪抑止の責任を一般大衆に訴える点で, クライム・コントロール・シアターとなりうる政策である。Safe Haven laws もまた, その利用者がそもそも本当に新生児の遺棄・殺害を行うような状況・人物なのか, Safe Haven がなければ通常の養子縁組を行ったのではないか, など多くの答えることの難しい疑問が残されたままである。

3 人工妊娠中絶をめぐる政治的な対立

第二に, Safe Haven laws が人工妊娠中絶をめぐる政治活動の一環として立法化したという点が指摘されている。1971 年と 1972 年に, 米国の連邦最高裁で公判が開かれたロウ対ウェイト訴訟は, プライバシー権を根拠に, 1875 年以来母体の生命救済以外の理由での中絶を禁じたテキサス州法の違憲性を問うものであり, 判決は女性が中絶を選ぶ権利を憲法に保証されたプライバシー権として認めた。この 1973 年のロウ判決以来, 米国では中絶は激しい論争のテーマになっており, 大統領選挙をはじめとする政

治の場面においても重要な争点となっている。この中絶反対派と中絶擁護派の対立は, 言論だけでなく反対派による中絶クリニックへのテロ, 中絶を求める女性へのいやがらせ, さらに中絶を行う医師の殺害という暴力行為を伴っており, 米国社会で「新しい内戦」と呼ばれるまでに深刻化している (荻野 2001)。

米国の最初の Safe Haven law である Baby Moses Law は, 中絶問題においてもっとも保守的な州の一つであるテキサス州で, 共和党のブッシュ知事の任期中に成立し, その後 2000 年の選挙に勝利したブッシュ大統領の政権下, Safe Haven laws は続々と採用されていった。Sanger (2006) は, Safe Haven laws の立法化過程を調査し, 中絶問題をめぐるレトリックとポリテクスが全米における同法の短期間での立法化を用意したことを示唆している。すなわち「子どもの生命を胎児の生命と, 嬰兒殺を中絶と結びつけることで, Safe Haven laws は『いのちの文化』の政治的な目的, すなわちロウ判決の逆転を巧妙に促進している。同法が成し遂げた重要なことは, 犯罪学的なものではなく文化的なものであったのかもしれない」(Sanger 2006) と述べている。Sanger は, 立法上および社会的なメカニズムが未婚女性の妊娠と中絶を議論から遠ざけており, それが若い女性を心理的な危機に陥れ, 不幸にも生まれたばかりのわが子を遺棄させることになっていると指摘する。

4 母性と父性の規範にかかわる批判

最後に, Safe Haven laws に関するより内在的な批判として, 母性と父性の規範にかかわる批判がある。そこでは, Safe Haven laws が, 家父長制的な社会における女性に対するさまざまな抑圧を有効にするという点が強調されている。Biehl (2002-2003) は, メディアによって人道的であると称揚される Safe Haven laws は, 女性たちの思考や行動における合理性を当然視

した上で、無数の社会的・人種的・文化的・経済的な問題が女性たちの人生に及ぼす影響と、それにより女性たちがもつちうる母性に関わる多様な経験から目を背けていると述べる。

Oaks (2015) は、「リプロダクティブ・ジャスティス」の観点から、Safe Haven を支持するキャンペーンは、社会の周縁にいる女性を悪い母親 (bad mother) としてステレオタイプ化し、すでに確立されている養子縁組の規範 (たとえば妊娠・出産期の支援の重要性、出産直後の養子縁組の同意の無効性、生み親と養子の長期にわたる心理的関係性など) の外で、新生児の養子縁組を経済的および社会的なヒエラルキーの上部にいる人々に差し出し、妊娠と出産における困難に直面した少女・女性を支援しうる他の介入の可視性を取り去るものだと批判している。Oaks はさらに、Safe Haven laws は、匿名で子どもを手放すこと自体に付与されるスティグマを、女性個人にあらたに背負わせる仕組みだと指摘する。

さらにこうした社会的周縁者に、Safe Haven の関連手続きから疎外される父親を含める議論もある。養子縁組研究において、生父と養子の関係性構築の可能性がすでに注目されてきた。Clapton (2003) は、生父は養子となった子どもとその生母を忘れることはなく、罪悪感、喪失感をもって悲嘆することもあるとし、彼らのこれまで隠されてきた考えや感情を明らかにすることで、ステレオタイプな生父像を批判した。Coles (2004) によれば、生父は養子縁組から否定的な影響、場合によってはトラウマを受ける。彼らは法律上の養子縁組手続きにおける自己の不在を受入れるだけでなく、傷ついた感情の表出を否定され、さらには文化的にも養子縁組に関わる生父としての経験を否定されるという。Cicchini (1993) は、生父は成熟するにしたがい、彼らが放棄した子どもに対して責任を感じるようになり、その子どもが問題なく暮らしている

のかを確かめるために探し出すことを考えると指摘している。

同様の問題意識から、Parness (2007) および Parness et al. (2007) は、米国の Safe Haven laws、養子縁組法、出生記録に関わる法律の多くが、中絶をめぐる女性の意思決定の尊重を反映しているとし、合意の上の性行為の結果として子どもが生まれる場合には、父子関係について母親の決定を促すべきではないと主張して、母性文化における父性の不可視性を問題化している。米国では、こうした文脈において、子どもの父親の権利を同意なしに解消することの問題性とその対策が検討されている。

おわりに

米国では1990年代以降、もっとも脆弱な存在の一つとして注目された遺棄される新生児の生命保護への関心が高まり、「モラル・パニック」が生じたなかで Safe Haven laws はわずか数年のうちに米国全土へと広がった。米国では、ドイツの秘密出産制度に類似した妊産婦支援制度の構想が、Safe Haven の法律化に先立つことはなかった。これは子どもの生命に関わる犯罪の加害者としてある種の女性像が創出され、そうした女性たちを社会的弱者としてとらえ支援の必要性を認識することよりも、遺棄や殺害という犯罪から新生児を守るという犯罪抑制の効果が期待されたためであった。

この論理に、人工妊娠中絶の是非を争う政治や養子縁組の実践をめぐる政治的な対立が加わり、立法化はさらに加速した。新生児の生命を胎児の生命と結びつけるレトリックにくわえ、様々なスティグマにさらされる妊産婦のさらなる周縁化が、Safe Haven laws によって実現することが懸念されている。養子縁組先進国である米国では、Safe Haven laws は出自を知る権利を求める養子や、妊産婦に対する養子縁組支

援者らから批判されている。これまで米国の養子縁組制度では、妊娠・出産期の支援、養子縁組への慎重な同意、生親と養子の心理的関係の重要性をめぐって、福祉的実践が模索されてきた。Safe Haven laws は、妊娠と出産において困難に直面した少女・女性から、彼女たちをよりよいかたちで支援しうる様々な仕組みを見えなくするものになりうるというのだ。

匿名で新生児を手放すことを認めることは、それにかかわる妊産婦への搾取、経済的格差、社会的抑圧をいったん棚上げにして、子どもの福利と生命保護という要請に応えることを優先し、伝統的な母性・家族・父性規範を最終的に支持することで正当化がなされる。こうした成り立ちから、米国の Safe Haven laws において、制度のモニタリング、カウンセリング、教育・周知など制度の運用や評価に際して諸々の不備が生ずるのは必然であり、この制度を利用する少女や女性らへの視点の欠如が問題となる。

日本では新生児の生命保護の問題は、妊娠相談および養子縁組支援制度の拡充へと広がりをみせているが、出産・出生届・養子縁組の手続きにおける生母のプライバシーへの配慮の必要性の有無など、新生児の生命保護と親子関係における匿名性に関する議論は現在の児童福祉の議論の射程には入っていない。本稿で取り上げた米国の Safe Haven laws や冒頭で紹介したドイツの秘密出産法が示唆することは、第三者に対する妊産婦のプライバシー保護は福祉的仕組みとして肯定されうるが、出産女性と出生児の関係性における恒久的な匿名性は当事者である母子へさまざまな重圧を強いるものだということである。

米国では Safe Haven はその是非や存否が議論に決着をつけるのではなく、そうした仕組みと議論が社会のなかに配置される有様が問われており、そうした米国研究の諸成果を日本の制度改革の議論に還元することを今後の課題とす

る。

引用文献

- パウアー, T. (2012) 赤ちゃんポスト及び匿名出産に関するドイツ倫理審査会の見解 (2009年). 文学部論集 (熊本大学), 103, 117-132.
- Biehl, S. (2002-2003) Validating oppression: Safe haven laws as perpetuation of society's demonization of "bad" mothers. *Children Legal Rights Journal*, 22 (4), 17-35.
- Child Welfare Information Gateway (2013) *Infant Safe Haven Laws*. Washington, DC: U.S. Department of Health and Human Services, Children's Bureau.
- Cicchini, M. (1993) *Development of Responsibility: The Experience of Birth Fathers in Adoption*. Mt. Lawry: Western Australia Adoption Research and Counseling.
- Clapton, G. (2003) *Birth Fathers and Their Adoption Experiences*. London: Jessica Kingsley Publishers.
- Coles, G. (2004) *Ever After: Fathers and the Impact of Adoption*. Christies Beach, SA: Clova Publications.
- Deoudes, G. (2003) *Unintended Consequence: 'Safe Haven' Laws are Causing Problems Not Solving Them*. Evan B. Donaldson Adoption Institute.
- Fuoco, L. W. (2003) Infants in state get safe havens: Parent can abandon newborn at hospital. *Pittsburgh Post-Gazette*, February 10, 2003, A9.
- Greiner, M. E. (2003) Responses to unintended consequence: 'Safe haven' laws are causing problems not solving them. *Bastard Nation*. (2017年2月25日取得 <http://bastards.org/response-to-ebd-report/>).
- Griffin, T. and Miller, M. K. (2008) Child abduction, AMBER alert, and Crime Control Theater. *Criminal Justice Review*, 33 (2), 159-176.
- Hammond, M., Miller, M. K. and Griffin, T. (2010) Safe haven laws as crime control theater. *Child Abuse & Neglect*, 34, 545-552.
- 熊本市要保護児童対策地域協議会 こうのとりのゆりかご専門部会 (2014) 「こうのとりのゆりかご」第3期検証報告書.
- Oaks, L. (2015) *Giving Up Baby: Safe Haven Laws, Motherhood, and Reproductive Justice*. New York:

New York University Press.

- 萩野美穂 (2001) 中絶論争とアメリカ社会——身体をめぐる戦争. 岩波書店.
- Parness, J. A. (2007) Lost paternity in the culture of motherhood: A Different view of safe haven laws. *Valparaiso University Law Review*, 42, 81-98.
- Parness, J. A. and Arado, T. A. C. (2007) Safe haven, adoption and birth records laws: Where are the daddies? *Capital University Law Review*, 36, 207-252.
- Pertman, A. and G. Deoudes (2008) Comment: Evan B. Donaldson Adopton Institute response. *Child Maltreatment*, 13 (1), 98-100.
- Roche, T. (2000) A refuge for throwaways. *Time*, 155 (7), 50-51.
- 三枝健治 (2008) アメリカにおける「赤ちゃん避難所法 (Safe Haven Law)」(1) いわゆる赤ちゃんポストの是非を巡って. 早稲田法学, 83 (4), 65-

108.

- 阪本恭子 (2008) ドイツと日本における『赤ちゃんポスト』の現状と課題. 医学哲学 医学倫理, 26, 21-29.
- Sanger, C. (2006) Infant safe haven laws: Legislating in the culture of life. *Columbia Law Review*, 106 (4), 753-829.
- 鈴木博人 (2014) ドイツの秘密出産法——親子関係における匿名性の問題・再論. 法学新報, 122 (7・8), 163-212.
- 渡辺富久子 (2014) ドイツにおける秘密出産の制度化——匿名出産及び赤ちゃんポストの経験を踏まえて. 外国の立法, 260, 65-71.
- Zgoba, K. (2004) Spin doctors and moral crusaders: The Moral panic behind child safety legislation. *Criminal Justice Studies*, 17 (4), 385-404.

(受稿日: 2017. 2. 27)

(受理日: 2017. 4. 5)

Practice & Discussion

Infant Safe Haven Laws in the United States: Policies and Issues for the Protection of the Lives of Newborns

YOSHIDA Kashimi

(Kinugasa Research Organization, Ritsumeikan University)

This study introduces the reader to the Safe Haven laws in the United States, which allow parents to surrender their infants anonymously. It describes the background of and process that led to the legislation of Safe Havens, while providing an overview of the associated systems and their usage, as well. Finally, the study explains some of the issues discussed by researchers in the United States. Due to the moral panic over the protection of abandoned newborns, Safe Haven laws were introduced to protect newborns from crimes such as abandonment and infanticide, which drew much attention during the 1990s in the United States. Such legislation was justified by the concept of protection of the lives of babies and their birth mothers' right to privacy, both of which are controversial political issues surrounding abortion and adoption. However, welfare-based adoption practices had been under discussion for decades to establish support systems for pregnant women and mothers. These systems address the concerns of mothers who had agreed to give up their children for adoption and the importance of the psychological relationship between birthparents and adoptees. Safe Haven laws can render invisible and undesirable other resources such as an adoption system that can provide better support for women and girls undergoing difficult pregnancies and births. Some researchers criticize Safe Haven laws for conforming to the patriarchal norms regarding motherhood, family, and fatherhood. Instead, the discrimination, exploitation, economic disparity, and social pressure experienced by women and girls, which forces them to give birth helplessly and surrender their infants anonymously, must end.

Key Words : USA, Safe Haven laws, anonymous birth, adoption, baby hatch

RITSUMEIKAN JOURNAL OF HUMAN SCIENCES, No.36, 33-42, 2017.
